

**NanoTerasu における NEDO プロジェクトの実験補助及び関連設備
の維持管理に係る業務 1 名の派遣**

仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

NanoTerasu センター

1. 件名

NanoTerasu における NEDO プロジェクトの実験補助及び関連設備の維持管理に係る業務 1 名の派遣

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)では国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託事業「水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業／燃料電池・水電解の共通基盤技術開発／燃料電池および水電解の材料解析共通基盤プラットフォームの構築と高度化」(以下「NEDO プロジェクト」という。)を進めている。

本仕様書は、この NEDO プロジェクトに係る作業及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、ビームライングループ所掌の以下の装置、作業エリア(放射線管理区域を含む。)にて実施されるものである。

(1) NanoTerasu 全域

(2) 東北大学 国際放射光イノベーション・スマート研究棟

具体的な作業は、以下のとおり。

(1) NEDO プロジェクトに係る実験補助

QST 職員の指示の下 NEDO プロジェクトに係る実験推進のための下記の作業を行う。

- ① NanoTerasu 共用ビームラインにおける実験のための試料準備
- ② NanoTerasu 共用ビームラインにおける実験のための試料導入補助
- ③ NanoTerasu 共用ビームラインにおける実験の記録補助
- ④ NanoTerasu 共用ビームラインにおける実験のための測定 PC 操作
- ⑤ NanoTerasu 共用ビームラインにおける実験結果の解析補助

(2) NEDO プロジェクト関連設備の維持管理

QST 職員の指示の下、NEDO プロジェクト関連設備の維持管理のための下記の作業を行う。

- ① NanoTerasu 共用ビームラインにおける日常及び定期の点検及びその他関連業務
 - (ア) 真空の発生及び維持にかかわる作業
 - (イ) ユーティリティ関係作業(電気、冷却水、圧搾空気等の調整および整

備)

(ウ) 重量物の運搬、設置、搬出入

(エ) 毒劇物・危険物を含む化学薬品の管理、廃棄

(オ) 高圧ガス、寒剤の交換

(カ) 物品管理(見積書の取得、仕様書の作成を含む)

(キ) 定期検査補助

② 勤務場所で行われる安全教育、避難訓練への参加

③ 故障等発生時の機器・部品交換補助

④ NEDO プロジェクトで利用するビームラインに関する業務

(ア) 一般及び産業廃棄物の分別・廃棄

⑤ NEDO プロジェクト関連設備の改修・改造及び NEDO プロジェクト関連設備の新規設置・改造に係る補助業務

(3) 附随的業務

上記、密接不可分・一体的に行われる附随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

なお、附随的業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の 1 日または 1 週間当たりの就業時間の 1 割以下とする。

4. 必要な要件

(1) 毒物劇物取扱責任者の資格を有すること。

(2) 化学あるいは応用化学に係る修士号以上の学位を有すること。

(3) エックス線作業主任者あるいは同等以上の資格を有すること。

(4) 高圧ガスおよび寒剤の安全な使用に係る知見・技術力を有すること。

(5) 化学実験機器の維持管理が可能な知見・技術力を有すること。特にグローブボックスおよび真空ポンプの維持管理が可能であること。

(6) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト(MS-Word、MS-Excel)を用いて文書を作成することが可能なこと。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

NanoTerasu センター 高輝度放射光研究開発部 ビームライングループ

(宮城県仙台市青葉区荒巻青葉 468-1)

必要に応じて派遣労働者の自宅等(ただし、QST 職員が指示した日に限る。)

7. 組織単位

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

NanoTerasu センター 高輝度放射光研究開発部 ビームライングループ

8. 指揮命令者

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

NanoTerasu センター 高輝度放射光研究開発部 ビームライングループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 11 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他QSTが指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9:00～17:30 (休憩時間 60 分を含む)

ただし、業務の状況に応じて時差出勤を命ずる場合がある。

- | | | |
|-------|-------------|----------------|
| i. | 0:00～8:30 | (休憩時間 60 分を含む) |
| ii. | 7:30～16:00 | (休憩時間 60 分を含む) |
| iii. | 8:00～16:30 | (休憩時間 60 分を含む) |
| iv. | 8:30～17:00 | (休憩時間 60 分を含む) |
| v. | 9:30～18:00 | (休憩時間 60 分を含む) |
| vi. | 10:00～18:30 | (休憩時間 60 分を含む) |
| vii. | 10:30～19:00 | (休憩時間 60 分を含む) |
| viii. | 11:30～20:00 | (休憩時間 60 分を含む) |
| ix. | 13:30～22:00 | (休憩時間 60 分を含む) |
| x. | 15:30～24:00 | (休憩時間 60 分を含む) |

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。ただし、労働時間が 8 時間を超える場合は休憩時間 60 分を与えるものとする。

なお、時間外労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(2) 休憩時間

就業時間 ii. から vii. の場合は 正午から午後一時まで。

上記以外の場合は 8. で定める指揮命令者の指示する 60 分とする。

12. 派遣先責任者

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

NanoTerasu センター 管理部 庶務課長

13. 人員 1 名

(派遣労働者が不測事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど QST 職員との協議の上必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を派遣元における長期雇用者もしくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別:

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服务等

- ・一般健康診断については、派遣元が負担すること。
- ・特殊健康診断については、QST が負担する。
- ・派遣労働者は更衣室を利用できる。
- ・在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。また、提出書類に不備等ある場合、契約始期からの派遣労働者受入について、改めて協議を行うこととする。

(提出先及び提出部数:「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料 (契約始期の前日までに)
- (2) 労働者派遣事業許可証(写) (契約始期の前日までに)
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書(所轄労基署受付済の写) (契約始期の前日までに)
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約始期の前日までに、及び、変更

の都度速やかに)

- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約始期の前日までに、及び、変更の都度速やかに)
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約始期の前日までに、及び、変更の都度速やかに)
※ 届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。
- (7) その他契約上必要となる書類(契約始期の前日までに)

※ 上記(5)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QSTの業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほかQSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQSTに連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育(業務後、QSTが実施すべき科目を除く。)を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情

報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課室名: NanoTerasu センター

高輝度放射光研究開発部 ビームライングループ

氏 名: 堀場 弘司